

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

		所管課名	生活排水課	整理番号	2-10
処分の種類	特定施設の設置計画の廃止命令				
根拠法令条例等・条項	下水道法第12条の5				
処分の概要	公共下水道管理者は、特定施設からの排水が、基準に適合しないおそれがあるときは、計画の変更を命ずることができる。				
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>* 審査基準未設定</p> <p>公共下水道は全て市町村が管理しており、県が管理する公共下水道がないため。</p>				
基準の制定根拠	—				